庁議報告案件 No.3

平成23年2月8日

所管 環境局·環境事業部

件名	路上喫煙等禁止区域における過料徴収の実施について
	【経過・現状】
経過と現状	〇 平成 21 年 10 月 1 日
	○
	※ 本条例で、市長が特に必要があると認める区域を、路上喫煙等禁止区域
	に指定し、違反者に 1000 円の過料を科することを規定
	〇 平成 22 年 4 月 1 日
	市民や来訪者等に対し周知・啓発効果の高い「堺東駅前広場、堺駅前広場
	(西・東)、大小路筋、市役所周辺」を路上喫煙等禁止区域に指定
	〇 平成 22 年度
	1 年間を周知期間と位置づけ、警察及び市のOB 職員を非常勤職員として雇
	用し、指導啓発を実施
	<指導啓発実施前後の路上喫煙者数比較>
	調査実施時期 通行者数 路上喫煙者数 路上喫煙者率
	後 平成22年11月 51,231 人 136人 0.27%
	* 堺東駅前広場で定点調査 (月曜〜金曜日AM8:00〜PM6:00実施 5日間の合計比較)
	【方針】
対応方針 今後の取組 (案)	【プッ゚1】 ○ 平成23年4月1日から、上記条例第 23 条の規定に基づき、違反者に対
	し、過料徴収を開始
	【今後のスケジュール】
	○ 平成 23 年 2月 過料徴収の期日を規定する規則の制定・公示
	○ 平成 23 年 2、3 月 重点キャンペーン期間
	(駅前キャンペーン、広報紙・ケーブルテレビ、
	広告媒体の活用(バス車内吊等・駅ポスター)等)
	○ 平成 23 年 4 月 違反者に対する過料徴収の実施及び指導啓発
	│ ○ 平成 23 年 11 月 · 路上喫煙等実態調査 │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │
効果の想定	○ 路上喫煙やポイ捨ての防止及び喫煙マナー等の向上
	○ 清潔で良好な都市環境の実現
	○ 市民の安全・安心確保(路上喫煙等によるやけど等の被害防止)
関係局との政策連携	市長公室、市民人権局、建設局、堺区など

